証券コード7780
平成28年６月３日

株　主　各　位

名古屋市中区葵三丁目21番19号
株式会社メニコン
取締役会議長　冨　金　原　　守

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のことと拝察申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に賛否をご表示いただき、ご返送いただくか、３頁から４頁の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただき、当社の指定する議決権行使サイトにおいて賛否を入力されるか、いずれかの方法により、平成28年６月24日（金曜日）午後５時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月27日（月曜日）午前10時　　（受付開始予定時間　午前９時）
2. **場　　所**　名古屋市東区葵三丁目16番16号　ホテルメルパルク名古屋　2F 瑞雲の間
　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。）
3. **目的事項**
　報告事項　1. 第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
　2. 第59期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
　決議事項
　第１号議案　定款一部変更の件
　第２号議案　取締役10名選任の件
　第３号議案　当社国内子会社取締役に対するストックオプション付与の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を出席票として会場受付にご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申しあげます。

当社は、法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.menicon.co.jp/）に掲載させていただいておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表

上記のウェブサイト掲載事項は会計監査人および監査委員会の監査の対象に含まれております。

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類について、修正が生じた場合には、上記ウェブサイトに修正後の内容を掲載させていただきます。

地球温暖化防止に向けた省エネルギー化および節電への取り組みとして、当社の役員および係員がポロシャツ（当社夏季社服）のクールビズスタイルにて開催させていただく予定です。

株主総会ご出席の株主様へのお土産は実施しておりません。ご了承のほどよろしくお願い申しあげます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

（１）インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は(株)ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

（２）パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

（３）携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

（４）インターネットによる議決権行使は、平成28年６月24日（金曜日）の午後５時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

（１）議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（２）株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

（３）株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（１）郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

（２）インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済はアメリカ経済が底堅さを見せましたが、その一方で中国、欧州経済が原油安の影響を受けたため、今後の見通しに不透明さが残りました。またわが国経済におきましても、海外経済の減速に起因する輸出の停滞や円高が進行したこと、および平成28年初旬の株価の低迷により、企業の景況感、消費者のマインドが低下している現状もございます。

海外コンタクトレンズ市場におきましては、使い捨てコンタクトレンズ需要の伸長に伴い、市場規模も拡大傾向にあります。中でもアメリカ、カナダなどの北米における1日使い捨てコンタクトレンズ市場が伸長しております。また国内コンタクトレンズ市場につきましても、若い女性を中心に支持を得ている瞳の色を変えるカラーコンタクトレンズ、瞳を大きく見せるサークルレンズの市場への浸透など、市場を拡大させる要素も認められます。このような状況の下、当社グループは瞳の安全を最優先に考え、より良い視力の提供を通じて広く社会に貢献することを目標に事業基盤の更なる拡充、拡大に努めております。

国内コンタクトレンズ事業におきましては、収益の安定に貢献するメルスプラン事業の更なる拡大に努めてまいりました。生産および開発面では、７月に国内初となる乱視用２週間交換型サークルレンズ「２WEEK Menicon Rei toric」を、12月には遠近両用２週間交換型レンズ「２WEEKメニコン　プレミオ遠近両用」をラインナップし、拡大傾向にあるサークルレンズ市場および遠近両用レンズ市場で新たな顧客の獲得を強化しました。またプロモーション活動では、各需要期入会キャンペーン、会員紹介キャンペーンの実施に加え、春の最大需要期にはテレビコマーシャルの実施によりメルスプランの認知度アップおよび、コンタクトレンズを初めてお使いになる新規顧客の獲得に注力いたしました。さらにチャネル強化策といたしまして直営店のストアコンセプトの見直しを実施し、店舗改装、路面店への移転などを開始いたしました。今後直営店のリニューアルを実施し、新たな顧客として若年層の獲得を目指してまいります。上記に加えコンタクトレンズの洗浄、保存をする際に用いるケア用品につきましてはソフトコンタクトレンズ用の「エピカコールド」が量販店に対する売上を中心に伸長いたしました。

海外コンタクトレンズ事業におきましては、使い捨てコンタクトレンズの当社グループ海外向けオリジナルブランドである「Miru」の浸透に努めております。中でも１日使い捨てコンタクトレンズである「Miru 1day Flat Pack」、および一部をプライベートブランド製品として供給するなど一定の成果をあげることができました。北米、アジア地域では、新規チャネルの開拓と製品の拡販に取り組み、欧州では当社の強みであるハードコンタクトレンズ販売に加えて、「Miru」ブランド製品に対する販売促進活動に注力いたしました。今後も自社製品の品質の高さを活かして海外におけるシェア拡大に努め、グループの事業基盤強化に取り組んでまいります。

コンタクトレンズ以外の事業につきましては、動物医療事業での動物用医療機器や犬猫用のサプリメント、および当社環境バイオ事業でのたい肥化促進剤などの販売が堅調に推移いたしました。また、この他にもライフサイエンス事業において妊活向けのサプリメントなどが実績をあげております。

また上記に加え、当社北館５階にあります「HITOMIホール」にてプロによる演奏会や映画の試写会を行うなど文化事業も行っております。

このような取り組みの結果、メルスプランの売上が伸長したことに伴い当期の売上高は前期比6.7%増の67,332百万円となりました。営業利益は売上高に対する売上原価および販売費及び一般管理費の比率が前年度と同程度の水準で推移しましたため、前期比20.7%増の3,457百万円となりました。経常利益は営業外費用項目として支払利息などが発生しましたが、前期比14.7%増の3,236百万円となりました。

特別損益につきましては、１日使い捨てコンタクトレンズ製造工場である各務原工場の建設に対する補助金収入を計上したことなどにより683百万円の特別利益を計上いたしました。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は前期比37.1%増の3,813百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比55.4%増の2,224百万円となりました。

事業の部門別状況は、次のとおりであります。

事業の部門別売上高

部門	分野		第58期		第59期(当連結会計年度)	
			金額	構成比	金額	構成比
			百万円	%	百万円	%
コンタクトレンズ関連事業	コンタクトレンズ		52,904	83.8	57,005	84.7
		メルスプラン	30,188	47.8	32,451	48.2
		物販等	22,716	36.0	24,554	36.5
	ケア用品		8,656	13.7	8,701	12.9
		メルスプラン	1,139	1.8	1,240	1.8
		物販等	7,517	11.9	7,460	11.1
	その他		439	0.7	418	0.6
	小計		62,001	98.2	66,125	98.2
その他事業	その他		1,132	1.8	1,212	1.8
	小計		1,132	1.8	1,212	1.8
セグメント間取引消去			△2	0.0	△5	0.0
合計			63,131	100.0	67,332	100.0

(2) 設備投資の状況

当期の設備投資につきましては、当社の各務原工場生産設備に1,323百万円、関工場生産設備に486百万円、Menicon Singapore Pte. Ltd.の工場生産設備に317百万円、株式会社メニコンネクトの郡上工場生産設備に250百万円などにより総額で2,256百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当社は平成27年６月25日に東京証券取引所市場第一部および名古屋証券取引所第一部に上場し、公募増資により、2,397百万円の資金調達を行いました。

また平成27年７月28日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、551百万円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループはコンタクトレンズ事業で培った技術と人材で、社会に役立つ商品やサービスを世界に提供し続ける創造型スペシャリスト企業でありつづけるべく、様々な課題に取り組んでおります。

① メルスプランの更なる事業基盤強化

平成13年に導入いたしました業界初の定額制会員システム「メルスプラン」は、これまで毎年会員数を増やし、平成25年６月に会員数100万人を突破いたしました。なお、平成28年３月末時点では116万人となっております。同事業は当社グループの主要事業として、安定した営業キャッシュ・フローの創出に貢献しております。

また、平成24年１月には、エースコンタクトを運営する株式会社ダブリュ・アイ・システム、平成27年10月には富士コンタクト株式会社を子会社化いたしました。これにより首都圏におけるメルスプラン会員獲得を推し進め、小売販売の事業基盤をさらに確固たるものにしております。

更なる事業の安定をはかるべく、メルスプラン加盟施設数の拡大などを通じて販売強化を行い、メルスプラン会員数のさらなる増加を図る方針であります。

② １日使い捨てコンタクトレンズ市場でのシェア拡大

当社グループは、コンタクトレンズ市場の中でも最大規模であり、かつ拡大傾向にある１日使い捨てコンタクトレンズ市場におけるシェア拡大に努めております。当社は平成23年に国内で初めてとなる素材を採用した自社製造の１日使い捨てコンタクトレンズ「Magic」を発売いたしました。当製品は当社の技術により薄さ約１㎜のパッケージを実現しており、携帯性の高さ、レンズ取扱時の衛生面への配慮などで他社製品との差別化を図っております。また現在、新たな１日使い捨てコンタクトレンズの販売準備を進めており、同市場でのシェアを拡大するため重点的に販促活動を実施していく方針であります。

③　海外事業展開の強化
当社グループのさらなる発展のためには、海外売上高の伸長が不可欠であると考えております。当社グループは従来より欧州を中心に主にハードコンタクトレンズの販売を展開してまいりました。しかし、欧州やアジア、北米地域においても日本と同様に、使い捨てコンタクトレンズの市場が拡大しており、特に１日使い捨てコンタクトレンズの割合が伸長しております。当社は、使い捨てコンタクトレンズの海外向けブランド「Miru」を立ち上げ、現地の代理店などに対する営業活動を強化しチャネルの拡大に取り組んでおります。今後も引き続き世界各国において販売促進活動に努めてまいります。

④　カラーコンタクトレンズ市場への参入
当社グループは、コンタクトレンズ市場の中でも比較的新しく、また潜在性の高いカラーコンタクトレンズ市場への新規参入を企図し、平成26年７月に自社製造の瞳を大きく見せるサークルレンズ「２WEEK Menicon Rei」、平成27年７月には乱視用サークルレンズ「２WEEK Menicon Rei toric」を発売いたしました。既に同市場において先発優位を確保している競合他社がいる中で、後発である当社グループとしては、徹底した品質管理のもと、国内工場にて製造した上記製品の高い品質および安全性を訴求してまいります。今後は主に女性をターゲットとし、同市場でのシェア拡大を進めていく方針であります。

⑤　第２の事業基盤（新規事業）の確立
当社グループは今後、コンタクトレンズ関連事業以外の事業、具体的には動物医療事業、環境バイオ事業、ライフサイエンス事業を成長させていく考えを持っております。
中でも動物医療事業では、眼科医療分野で培った技術を動物にも応用した製品を展開しております。当社子会社である株式会社メニワンでは、動物用眼内レンズおよびコンタクトレンズ、サプリメントなど、獣医師、飼い主の要望に応える製品の提供を行っており、今後はこの分野のパイオニアとして、国内だけでなく海外にも動物眼科医療の普及を進めてまいります。
これらのコンタクトレンズ関連事業以外の事業を拡大させることにより、第２の事業基盤の確立に努めてまいります。

⑥　ガバナンス体制の強化および安定した組織経営
当社は指名委員会等設置会社として、透明性の高い経営の実現に努めております。取締役総数の過半数の社外取締役が各種委員会および取締役会に参画しております。これにより、業務執行に対するさらなる監督管理機能の強化を進め、株主様からの信頼の獲得および安定した組織の運営を目指します。

当社グループは2020年（平成32年）の私たちの姿“Vision2020”の実現に向け、現状抱えている課題を１つずつ解決し、理想の姿に近づけるように邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第 56 期 平成25年３月期	第 57 期 平成26年３月期	第 58 期 平成27年３月期	**第 59 期 (当連結会計年度) 平成28年３月期**
売上高（百万円）	57,933	62,209	63,131	**67,332**
経常利益（百万円）	2,887	2,550	2,822	**3,236**
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	925	1,010	1,431	**2,224**
１株当たり当期純利益（円）	56.65	61.86	87.58	**125.04**
総資産（百万円）	63,252	67,414	67,609	**68,901**
純資産（百万円）	31,779	33,148	33,872	**38,439**

（注）１．「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年９月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

２．当社では、第59期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、第58期以前については連結財務諸表の金額を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

	第 56 期 平成25年３月期	第 57 期 平成26年３月期	第 58 期 平成27年３月期	**第 59 期(当期) 平成28年３月期**
売上高（百万円）	40,598	42,416	44,014	**46,958**
経常利益（百万円）	2,872	2,651	2,710	**2,769**
当期純利益（百万円）	1,322	1,658	1,670	**2,103**
１株当たり当期純利益（円）	80.89	101.47	102.19	**118.23**
総資産（百万円）	58,238	62,328	63,865	**65,540**
純資産（百万円）	34,301	35,544	36,765	**41,433**

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社

会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ダブリュ・アイ・システム	東京都豊島区	百万円 308	% 100.0	コンタクトレンズおよびヘルスケア用品等の販売
株式会社メニコンネクト	愛知県名古屋市西区	百万円 80	100.0	コンタクトレンズおよびケア用品の製造・開発
株式会社メニコンビジネスアシスト	愛知県名古屋市中区	百万円 95	100.0	当社グループ向けの業務サービス
富士コンタクト株式会社	東京都豊島区	百万円 47	100.0	コンタクトレンズおよびケア用品の販売
Menicon America, Inc.	アメリカ	千米ドル 1,100	100.0	主にアメリカにおけるコンタクトレンズ等の販売
Menicon SAS	フランス	千ユーロ 4,023	100.0	主にフランスにおけるコンタクトレンズ等の製造・販売
Menicon Singapore Pte. Ltd.	シンガポール	百万円 7,766	100.0	コンタクトレンズの製造
NKL Contactlenzen B.V.	オランダ	千ユーロ 18	100.0	主にオランダにおけるコンタクトレンズ等の製造・販売
Menicon GmbH	ドイツ	千ユーロ 4,090	100.0	主にドイツにおけるコンタクトレンズ等の販売

② 企業結合の経過

平成27年10月30日に富士コンタクト株式会社の株式を100%取得した結果、当社の子会社といたしました。

(7) 主要な事業内容

区分		主要製品
コンタクトレンズおよびケア用品事業	ハードコンタクトレンズ	メニコンZ、メニコンティニュー、メニコンアイスト
	ソフトコンタクトレンズ	メニコンソフトS、メニコンソフト72、メニコンソフト72トーリック
	ディスポーザブルコンタクトレンズ	メニコン1DAY、Magic、２WEEKメニコン プレミオ、２WEEKメニコンプレミオ遠近両用、２WEEK Menicon Rei、マンスウエア
	ハードレンズ用ケア用品	抗菌O_2ケアミルファ、O_2ケア、O_2ケアアミノソラ
	ソフトレンズ用ケア用品	エピカコールド、エピカコールドアクアモア
その他事業	その他品目	resQ45、アグリ革命、プレグナ、Asadaサプリ、メニわんEye、クリアビュー

(8) 主要な事業所および工場

① 当社

名称	所在地
本　　社	名古屋市中区
総合研究所	愛知県春日井市
技術研究所	岐阜県各務原市
関 工 場	岐阜県関市
各務原工場	岐阜県各務原市
メニコンカスタマーセンター	沖縄県那覇市
新規事業統轄本部	名古屋市西区
札幌営業所	札幌市中央区
仙台営業所	仙台市宮城野区
関東エリア営業課	東京都千代田区
東海エリア営業課	名古屋市東区
関西エリア営業課	大阪市北区
九州エリア営業課	福岡市博多区

② 子会社の状況

「(6)重要な子会社の状況」をご参照ください。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,710名	130名増加

(注) 上記従業員数には、取締役、執行役、顧問、派遣、パートおよびアルバイトは含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,153名	37名増加	39.05歳	14.64年

(注) 上記従業員数には、取締役、執行役、顧問、派遣、パートおよびアルバイトは含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社りそな銀行	1,787
株式会社静岡銀行	1,356
株式会社みずほ銀行	1,239
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,091
株式会社大垣共立銀行	900
株式会社十六銀行	500
株式会社百五銀行	400

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　62,184,000株

(2) 発行済株式の総数　18,319,000株

(3) 株主数　2,445名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
メニコン社員持株会	1,482	8.09
株式会社　マミ	1,417	7.73
田中　英成	1,050	5.73
株式会社　トヨトミ	991	5.40
塚本　香津子	707	3.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	459	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	405	2.21
株式会社　三菱東京UFJ銀行	400	2.18
田中　康範	341	1.86
田中　淳子	329	1.79

（注）　当社は、株式会社三菱東京UFJ銀行の完全親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの株式177千株（持株比率0.00%）を保有しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が当事業年度末日に保有している新株予約権の状況

名称（発行決議日）	第１回新株予約権（平成23年６月28日）
新株予約権の数	188個
目的となる株式の種類及び数	普通株式188,000株
１株当たりの行使価額	1,050円
行使期間	平成26年１月１日～平成35年12月31日
行使の条件（概要）	権利行使は1個単位とする。相続・質権設定等は認めない。
保有者数	取締役　２名 執行役　９名 社外取締役　４名 合計　15名 （退任取締役および退任執行役を含む）

（注） 新株予約権はストックオプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

名称（発行決議日）	第３回新株予約権（平成26年６月26日）
新株予約権の数	116個
目的となる株式の種類及び数	普通株式116,000株
１株当たりの行使価額	1,850円
行使期間	平成28年６月27日～平成36年６月26日
行使の条件（概要）	権利行使は１個単位とする。相続・質権設定等は認めない。
保有者数	取締役　３名 執行役　11名 社外取締役　４名 合計　18名

（注） 新株予約権はストックオプション付与を目的として無償にて発行されたものであります。

(2) 当事業年度中に当社使用人および子会社の役員および使用人に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および執行役の氏名等

平成28年３月31日時点

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
田　中　英　成	取締役兼代表執行役 最高経営責任者(CEO)	
石　田　泰　之	取　締　役 監査委員会委員長 指　名　委　員	
冨金原　　守	取　締　役 取締役会議長 監　査　委　員 報　酬　委　員	
片　山　主　水	取　締　役 指名委員会委員長 報　酬　委　員	学校法人高岡学園　理事長 名古屋中小企業投資育成株式会社　取締役 弁護士
浅　野　銕太郎	取　締　役 報酬委員会委員長 監　査　委　員 指　名　委　員	株式会社バロー　独立役員 株式会社セントレック　代表取締役社長 公認会計士
岡　田　廣　司	取　締　役 監　査　委　員	東京福祉大学大学院教授
髙　木　一　博	取　締　役 監　査　委　員	公認会計士
大　口　敏　幸	執行役経営戦略担当	株式会社ダブリュ・アイ・システム取締役 株式会社メニコンネクト取締役 Menicon America, Inc.取締役 Menicon GmbH支配人 Menicon SAS取締役 Menicon Singapore Pte. Ltd.取締役 NKL Contactlenzen B.V.取締役 富士コンタクト株式会社取締役
田　中　貞　行	執行役新規事業統轄担当	
石　井　　明	執行役国内第一営業担当	
村　上　博　志	執行役海外担当	Menicon GmbH支配人 Menicon SAS取締役 NKL Contactlenzen B.V.取締役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
米　田　静　也	執行役生産物流統轄担当	
杉　山　章　寿	執行役研究開発担当	
太　田　章　徳	執行役経営管理担当 最高財務責任者(CFO)	
川　浦　康　嗣	執行役ブランド戦略担当	
篠　田　浩　樹	執行役国内第二営業担当	富士コンタクト株式会社取締役

（注）1. 取締役片山主水、浅野銕太郎、岡田廣司、髙木一博の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査委員のうち、浅野銕太郎、髙木一博両氏は公認会計士の資格を有しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 社外取締役浅野銕太郎氏は、重要な兼職先であります佐藤食品工業株式会社監査役を平成27年６月24日をもって退任しております。
4. 監査委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と十分な連携を可能とすべく、石田泰之、冨金原守の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
5. 当社社外取締役の各重要な兼職先と当社の間に、重要な取引関係はありません。
6. 当期中に退任した取締役
取締役　　岩田久雄（平成27年６月26日任期満了による退任）
社外取締役　成瀬伸子（担当：監査委員、重要な兼職：名古屋大学大学院法学研究科実務家教員
教授、弁護士　平成28年１月30日逝去による退任）
7. 執行役田中貞行、石井　明　両氏は平成28年３月31日付で執行役を退任しております。
8. 平成28年４月１日付で執行役の担当を下記のとおり変更しております。

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
田　中　英　成	代表執行役 執行役経営本部 本部長 最高経営責任者（CEO）	
大　口　敏　幸	執行役経営本部 副本部長	株式会社ダブリュ・アイ・システム取締役 株式会社メニコンネクト取締役 Menicon America, Inc.取締役 Menicon GmbH支配人 Menicon SAS取締役 Menicon Singapore Pte. Ltd.取締役 NKL Contactlenzen B.V.取締役 富士コンタクト株式会社取締役

氏　　名	地位および担当	重要な兼職の状況
太　田　章　徳	執行役経営戦略担当 最高財務責任者(CFO)	
滝　野　喜　之	執行役経営管理担当	
伊　藤　　涉	執　　行　　役 国内マーケティング戦略担当	
杉　山　章　寿	執行役新規事業担当	
森　　山　　久	執行役国内第一営業担当	
篠　田　浩　樹	執行役国内第二営業担当	富士コンタクト株式会社取締役
古　賀　秀　樹	執 行 役 海 外 担 当	Menicon America, Inc.取締役
川　浦　康　嗣	執行役商品開発担当	
村　上　博　志	執行役生産物流担当	Menicon GmbH支配人 Menicon SAS取締役 NKL Contactlenzen B.V.取締役

(注)　執行役米田静也氏は、平成28年３月31日付で執行役を退任し、同年４月１日より当社経営本部経営顧問に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第423条第１項の責任につき、同法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 取締役および執行役の報酬等の額

取締役　９名　　77,035千円（うち社外　５名　　26,779千円）
執行役　10名　　279,780千円

(注)　期末現在の人員は、取締役７名、執行役10名であります。なお、執行役10名のうち、１名は社内取締役を兼任しております。

(4) 当社役員の報酬等の決定方針

当社の取締役および執行役の報酬は、報酬決定における合理性、透明性を維持すると共に、各役員がその職務の執行を強く動機づけられるよう、企業価値向上の成果を報酬に反映したものとしております。

報酬決定は取締役３名（内、社外取締役２名）で構成する報酬委員会が、経営環境、業績、他社水準等を考慮して適切な水準で決定しております。

報酬の構成は、①基本的報酬として担当職務および連結業績成果により年間報酬額を決定しております。なお執行役の報酬は、連結業績成果をより大きく反映する内容となっております。②株主の皆様と利益意識の共有を図ると共に、中長期的視点で業績向上に継続して取り組むことを強く動機づけるインセンティブとして、ストックオプション制度を設けております。

これら報酬の決定プロセスは、役員報酬に関する細則を制定し運用面における手続や基準を明確にしております。

(5) 社外役員に関する事項

社外取締役　５名

社外取締役　片山　主水　氏

・当該事業年度における主な活動状況

当期における主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会16回中16回に、指名委員会12回中12回に、報酬委員会８回中８回に出席し、主に弁護士の専門的見地から発言を行っております。

また、社外取締役として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

社外取締役　浅野　銕太郎　氏

・当該事業年度における主な活動状況

当期における主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会16回中16回に、報酬委員会８回中８回に、指名委員会12回中12回に、監査委員会２回中２回に出席し、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。

また、社外取締役として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

社外取締役　岡田　廣司　氏

・当該事業年度における主な活動状況

当期における主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会16回中14回に、監査委員会12回中10回に出席し、主に大学教授として培われた豊富な知識と経験から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、社外取締役として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

社外取締役　髙木　一博　氏
・当該事業年度における主な活動状況
　当期における主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会16回中14回に、監査委員会12回中11回に出席し、主に公認会計士の専門的見地から発言を行っております。
また、社外取締役として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

社外取締役　成瀬　伸子　氏
・当該事業年度における主な活動状況
　当期における主な活動内容といたしましては、当期に開催した取締役会12回中６回に、監査委員会10回中５回に出席し、主に弁護士の専門的見地から発言を行っております。
また、社外取締役として公平・公正な立場から必要な発言を適宜行い、経営の監督機能を果たしております。

（注）1.　社外取締役　成瀬　伸子氏につきましては、平成28年１月30日付の退任までの状況を記載しております。
2.　社外取締役　浅野　銕太郎氏の監査委員会参加数につきましては、社外取締役　成瀬　伸子氏の退任以後に開催された監査委員会に対する参加数を記載しております。

5.　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　分	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103条）第２条第１項の業務に係る報酬等の額	47,000千円
公認会計士法第２条第１項の監査業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	―
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,000千円

（注）１．会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。
２．当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計金額を記載しております。
３．当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

新日本有限責任監査法人の本契約の履行に伴い生じた当社の損害は、新日本有限責任監査法人に悪意または重大な過失があった場合を除き、賠償責任限度額として金94,000千円（会社法第425条第１項の最低責任限度額）を負担するものとしております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第１項および第6項に定める監査委員会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の独立性をはじめとする適格性および職務遂行の状況等について常に留意するとともに、その職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が継続して発生した場合や、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任または不再任と判断した場合において、監査委員会は株主総会に解任または不再任に関する議案を上程する方針であります。

(5) 会計監査人が受けた過去２年間の業務の停止の処分に係る事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止３ヵ月（平成28年１月１日から同年３月31日まで）の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（業務の適正を確保するための体制）

当社は、取締役会において、「内部統制システム整備の基本方針」を次のとおり決議しております。

基本的な考え方

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制（以下、「内部統制システム」という）を、①当社ならびにその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）が事業を適正且つ効率的に遂行するために、社内に構築され運用されるシステムおよびプロセスであり、事業目的達成のために積極的に活用すべきものであると認識している。②体制整備の目的は、(a)法令と倫理の遵守、(b)事業の有効性と効率性の確保、(c)資産の保全、(d)財務報告の信頼性確保であると考える。そして、③当社の全ての役員・従業員は、この目的達成に必要な推進体制を、自律性をもって構築運用すると共に、定期的に評価改善を行うことにより実効性の向上に努めるものとする。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

① 執行役が取締役会に報告すべき事項を取締役会規則等で定め、執行役が自ら取締役会で報告する。

② 監査委員会は執行役の業務執行状況を監査し、定期的に取締役会に報告する。

③ 執行役が負うべき義務を執行役規則で明記し周知徹底を図る。また執行役の任期を１年とすることで、執行体制の最適化に柔軟に対応できるようにする。

④ 常勤取締役が執行上の重要な会議等に出席し、監督的視点から常に執行役の業務執行状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。

(2) 執行役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

① 文書管理に関する規程を整備し、執行役の職務執行に係る重要な文書等を特定すると共に、その保存期間や管理方法等を定め確実な運用を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスクに関する意識の浸透、早期発見およびリスク顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応方法を定めた規程、マニュアルを整備し、必要に応じて教育訓練を実施する。
② 代表執行役をトップとする内部統制システムの統括組織（以下、「内部統制統括組織」という。）を設置し、経営に影響を与えるリスクをマネジメントする。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営の監督機能（取締役会）と業務執行機能（執行役）を分離し、執行役への大幅な権限移譲を行うことで、業務執行のスピードを向上させる。
② 執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等に関する規程を整備し、それらの明確化と周知徹底をする。
③ 全執行役で構成する執行役会議を定期的に開催し、効率性、有効性、妥当性などの検証を経て、業務執行に関する重要事項を決定する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

① 従業員に、法令や社会規範の遵守および倫理観の高揚等の意識向上に必要な教育を行うと共に、内部統制システムに関する諸規程やマニュアル等を整備し周知徹底する。
② 内部監査部門による監査を通じて、内部統制システムの構築・運用状況を評価すると共に、問題の早期発見を図る。
③ 内部通報体制を作りその周知と的確な運用を徹底することで、コンプライアンスの実効性と業務の公正性の向上につなげる。
④ 内部統制システム統括組織で、内部統制システムの構築・運用状況について定期的にマネジメントレビューを行い、取り組むべき課題を抽出し、翌期の経営計画等に反映させることでシステムの改善ならびにレベルの向上につなげる。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

① 財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法の定める内部統制報告書の有効且つ適切な提出のため、財務報告に係る内部統制システムを構築、運用する。
② 金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査基準」に準拠し、その有効性を評価する。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は子会社の管理に関する規程を定め、子会社の管理体制、ならびに子会社の取締役等の職務執行状況に関する報告体制を明確にし、運用を徹底する。

② 当社は子会社の管理を担当する執行役を定め、各子会社が当該基本方針を踏まえたうえで、各子会社固有の事情（事業内容・規模・形態等）を考慮し、適切な内部統制システムを構築、運用するよう監督することで、子会社の法令遵守や経営の適正性および効率性の向上、経営リスクの管理を行う。

③ 当社の内部統制統括組織は、当社グループの内部統制システムを統括管理し、その構築、運用状況を取締役会に報告する。

④ 当社の監査委員会および内部監査部門が行う内部統制に関する監査は、子会社を監査対象に含めて行うことで、内部統制システムの構築、運用状況を検証、評価する。

⑤ 当社内部通報システムは、子会社もその対象に含め、これを周知徹底し的確に運用することでその実効性を向上させる。

(8) 監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、使用人の執行役からの独立性に関する事項

① 監査委員会の職務を補助すべき使用人の指名および監査委員会の職務の補助に関する業務指示は監査委員会が行う。

② 監査委員会は補助使用人に対し直接指揮命令を行う。また補助使用人はその職務遂行の結果報告等を監査委員会に直接行うことで、補助使用人の独立性及び指示の実効性の確保を行う。

③ 補助使用人の人事考課・異動等の人事に関する事項の決定には、監査委員長の同意を得る。

(9) 当社グループの取締役、執行役ならびに使用人等が監査委員会に報告するための体制その他の監査委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査委員会に報告すべき事項を定めた規程を整備し、当社グループに周知徹底する。また監査委員会へ報告した者が、報告をしたことを理由に不利益な取り扱いを受けない旨を明記し、報告者の保護ならびに実効性の向上を図る。

② 当社および子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告される体制を構築する。

(10) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査委員会、内部監査部門、会計監査人が相互に連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を行う。

② 監査委員会は、取締役会および代表執行役と適宜会合を持ち、監査委員会の職務執行が効率的に行われるための相互認識を深める。

③ 監査委員の職務執行上必要な費用は、監査委員の決裁で使用、又は前払い等を可能とし、決裁規程にその旨を定める。

(11) 反社会的勢力との関係を排除するための体制

① 反社会的勢力とは一切の関係を持たず、被害を未然に防止し、これらの勢力に対応するために、必要な規程、マニュアル等を整備するとともに、専門家による助言などを得ることで健全な会社運営に努める。

② 反社会的勢力に適切に対応するため、社内で教育、予防訓練を行う。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

「内部統制システム整備の基本方針」の改定

会社法施行規則の改定を受けて、5月15日の臨時取締役会にて、主に以下の２点に関して「内部統制システム整備の基本方針」の改定を決議しました。

①グループ内部統制の強化

②監査体制の充実

以下、「内部統制システム整備の基本方針」の番号に沿って運用状況を記載します。

(1) 執行役の職務執行が法令、定款に適合することを確保するための体制

各執行役は、取締役会に報告すべき事項を自ら取締役会で報告しており、常勤取締役は、業績検討会・執行役会等の重要な会議に出席し、監督的視点から執行役の業務執行状況を把握・助言を行っております。

(2) 執行役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

執行役の職務の執行に係わる文書が「文書管理規程」に定められており、確実に運用されています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

CSR委員会を４回開催し、リスクの調査分析と重要リスク対策を計画しました。

上場に合わせて「インサイダー取引防止規程」を施行し、教育を実施しました。

当社製品の品質維持のため、品質マネジメントシステムのレビューを行いました。

海外駐在・出張者の安全対策として「海外安全対策セミナー」を開催しました。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役の職務分掌、指揮命令系統、決裁権限等を執行役規則・決裁規程に規定し遵守しています。

全執行役で構成する執行役会を月２回開催し、効率性、有効性、妥当性などの事前調査と確認を経て、業務執行に関する重要事項に関して議論し決定しています。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

e-ラーニングシステムを導入し、個人情報保護・インサイダー取引防止・ハラスメント防止などのコンプライアンス教育を実施しました。

また、監査部による内部監査、個人情報保護監査、自主点検、内部通報システムの運用により問題の早期発見に努めています。

(6) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務諸表に重要な影響を及ぼす業務プロセスごとに適切な財務報告を行うための体制を構築し、運用しております。さらに全社的な観点からも規程類の整備等を通して内部統制の構築・運用を図っております。また、内部統制システムが整備され有効に運用しているかについて評価を行い、会計監査人による監査を受けております。

(7) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

国内子会社に対し、

①「災害対策」として、緊急連絡網、緊急時の体制、災害本部の設置場所を作成させました。

②「個人情報漏洩対策」として、個人情報保護定期教育を実施させました。

③「反社会的勢力排除規程」の運用状況の確認と改善を実施させました。

④インサイダー取引防止教育を実施させました。

海外子会社に対し、

①株主総会・取締役会への出席、関係会社管理規程の徹底、現地法人の社内規程の整備等を進めました。

②コンプライアンス基本方針の制定と、インサイダー取引防止教育を実施させました。

③主要な海外子会社に関しては、リスク情報の収集と分析を行いました。

(8) (9) (10) 監査委員会に関する体制

法令遵守体制等に影響を及ぼす事項について迅速に監査委員会に報告することを規程に定め、また報告者がそれを理由に不利益な取り扱いを受けないことを明記し、報告者の保護を図りました。
監査委員の職務執行上必要な費用の決裁について規程に定めました。
監査委員会の職務を補助する使用人の指名、業務指示は監査委員会が行い、使用人の評価は監査委員長の同意を得ております。
当社および子会社の内部通報システムで通報された内容は、全て監査委員会に報告されています。
三様監査連絡会を四半期毎に開催することにより連携を図り、適切且つ効率的な監査業務を実施しています。

(11) 反社会的勢力との関係を排除するための体制

「反社会的勢力排除規程」に則り、新規の取引開始前には全て総務法務部による反社チェックを義務付けています。
反社会的勢力対応勉強会を実施し、本社受付での不審者対応訓練を実施しました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し利益還元を継続して行うことを経営の重要な目的の一つと認識しております。剰余金の配当に関しましては、当期業績および将来の事業展開や財務体質の強化に必要な内部留保の充実を総合的に勘案し、適切に実施していく方針であります。
これらの方針のもと、第59期の配当金につきましては、１株につき30円とさせていただきました。なお内部留保金につきましては、事業拡大のための新製品や新技術の開発生産投資、新規事業拡大のための投資などに活用していく予定であります。

（注１） 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
（注２） 本事業報告中の比率（%）は、データ全桁を使用して算出しております。そのため、本事業報告中の省略桁で表示された数字から算出したものと差異が生じる場合があります。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**31,345,036**	**流動負債**	**16,209,047**
現金及び預金	12,463,184	支払手形及び買掛金	3,576,132
受取手形及び売掛金	7,670,656	短期借入金	570,000
有価証券	141,672	１年内償還予定の社債	1,840,560
商品及び製品	6,863,734	1年内返済予定の長期借入金	2,117,406
仕掛品	445,955	リース債務	189,127
原材料及び貯蔵品	1,402,840	未払金	3,200,224
繰延税金資産	910,469	未払法人税等	1,028,290
その他	1,553,678	賞与引当金	1,506,867
貸倒引当金	△107,154	ポイント引当金	59,558
固定資産	**37,556,765**	その他	2,120,879
有形固定資産	**26,656,273**	**固定負債**	**14,252,827**
建物及び構築物	9,528,695	社債	6,121,560
機械装置及び運搬具	8,596,414	長期借入金	5,628,789
工具、器具及び備品	1,055,688	リース債務	167,548
土地	5,980,779	長期未払金	1,829,211
リース資産	336,698	退職給付に係る負債	273,775
建設仮勘定	1,157,996	繰延税金負債	38,816
無形固定資産	**8,059,964**	資産除去債務	23,346
のれん	4,579,150	その他	169,779
特許権	1,997,831	**負債合計**	**30,461,874**
その他	1,482,983	純資産の部	
投資その他の資産	**2,840,527**	**株主資本**	**39,043,344**
投資有価証券	798,710	**資本金**	**3,329,445**
長期貸付金	196,258	**資本剰余金**	**2,503,219**
繰延税金資産	119,627	**利益剰余金**	**33,210,680**
その他	1,735,593	**その他の包括利益累計額**	**△603,415**
貸倒引当金	△9,662	**その他有価証券評価差額金**	**11,830**
資産合計	**68,901,802**	**為替換算調整勘定**	△615,246
		純資産合計	**38,439,928**
		負債・純資産合計	**68,901,802**

連結損益計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		67,332,437
売上原価		30,012,368
売上総利益		37,320,069
販売費及び一般管理費		33,862,229
営業利益		**3,457,840**
営業外収益		
受取利息	30,263	
受取配当金	7,343	
為替差益	51,242	
受取賃貸料	251,289	
その他	214,740	554,879
営業外費用		
支払利息	262,744	
持分法による投資損失	3,787	
賃貸収入原価	89,275	
その他	420,045	775,852
経常利益		**3,236,867**
特別利益		
固定資産売却益	78,535	
補助金収入	581,623	
その他	23,640	683,799
特別損失		
固定資産売却損	22,252	
固定資産除却損	79,537	
投資有価証券評価損	5,476	107,266
税金等調整前当期純利益		**3,813,400**
法人税、住民税及び事業税	1,570,960	
法人税等調整額	79,333	1,650,293
当期純利益		2,163,106
非支配株主に帰属する当期純損失		61,271
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,224,377**

連結株主資本等変動計算書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,769,340	943,114	31,476,622	34,189,076
当期変動額				
新株の発行	1,560,105	1,560,105	－	3,120,210
剰余金の配当	－	－	△490,320	△490,320
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	2,224,377	2,224,377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－
当期変動額合計	1,560,105	1,560,105	1,734,057	4,854,267
当期末残高	3,329,445	2,503,219	33,210,680	39,043,344

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	91,319	1,944	△480,583	△387,319	71,083	33,872,839
当期変動額						
新株の発行	－	－	－	－	－	3,120,210
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△490,320
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	2,224,377
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△79,489	△1,944	△134,662	△216,096	△71,083	△287,179
当期変動額合計	△79,489	△1,944	△134,662	△216,096	△71,083	4,567,088
当期末残高	11,830	－	△615,246	△603,415	－	38,439,928

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**20,574,550**	**流動負債**	**12,459,588**
現金及び預金	6,451,662	支払手形	948,574
受取手形	74,104	買掛金	2,542,950
売掛金	5,575,041	1年内償還予定の社債	1,840,560
有価証券	100,170	1年内返済予定の長期借入金	1,502,796
商品	1,121,296	未払金	2,832,265
製品	5,309,777	未払費用	232,652
原材料	169,131	未払法人税等	666,004
仕掛品	232,525	未払消費税等	430,960
貯蔵品	506,833	預り金	56,644
繰延税金資産	439,589	賞与引当金	1,005,068
その他	645,733	リース債務	184,144
貸倒引当金	△51,314	設備関係支払手形	150,101
固定資産	**44,965,472**	その他	66,865
有形固定資産	**14,726,520**	**固定負債**	**11,646,974**
建物	5,532,864	社債	6,121,560
構築物	166,081	長期借入金	4,789,946
機械及び装置	2,349,036	長期未払金	503,756
車両運搬具	4,766	長期預り保証金	50,908
工具、器具及び備品	400,955	リース債務	159,008
土地	5,266,573	資産除去債務	21,795
リース資産	330,135	**負債合計**	**24,106,562**
建設仮勘定	676,105	純資産の部	
無形固定資産	**1,552,135**	**株主資本**	**41,406,798**
のれん	370,450	**資本金**	**3,329,445**
特許権	1,424	**資本剰余金**	**2,503,219**
ソフトウエア	863,386	資本準備金	2,503,219
電話加入権	37,376	**利益剰余金**	**35,574,134**
その他	279,498	利益準備金	246,852
投資その他の資産	**28,686,816**	その他利益剰余金	35,327,282
投資有価証券	653,545	圧縮積立金	351,263
関係会社株式	21,953,485	別途積立金	24,733,817
出資金	3,180	繰越利益剰余金	10,242,200
長期貸付金	5,328,781	**評価・換算差額等**	**26,663**
長期前払費用	58,076	**その他有価証券評価差額金**	**26,663**
差入保証金	524,408	**純資産合計**	**41,433,461**
繰延税金資産	59,609		
その他	113,793		
貸倒引当金	△8,062		
資産合計	**65,540,023**	**負債・純資産合計**	**65,540,023**

損　益　計　算　書

（自　平成27年４月１日
至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		46,958,665
売上原価		24,522,531
売上総利益		22,436,133
販売費及び一般管理費		19,982,919
営業利益		**2,453,214**
営業外収益		
受取利息	116,616	
受取配当金	137,387	
受取賃貸料	255,446	
その他	160,637	670,087
営業外費用		
支払利息	105,740	
金融支払手数料	31,166	
賃貸収入原価	89,275	
為替差損	11,429	
その他	115,902	353,513
経常利益		**2,769,787**
特別利益		
固定資産売却益	50,102	
補助金収入	581,623	631,726
特別損失		
固定資産売却損	17,161	
固定資産除却損	34,806	
投資有価証券評価損	5,476	
関係会社株式評価損	179,597	237,041
税引前当期純利益		**3,164,471**
法人税、住民税及び事業税	1,008,926	
法人税等調整額	52,332	1,061,258
当期純利益		**2,103,212**

株　主　資　本　等　変　動　計　算　書

（自　平成27年４月１日　至　平成28年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	1,769,340	943,114	943,114	246,852	－	24,733,817
当期変動額						
新株の発行	1,560,105	1,560,105	1,560,105	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－
圧縮積立金の積立て	－	－	－	－	383,851	－
圧縮積立金の取崩し	－	－	－	－	△32,587	－
当期純利益	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	1,560,105	1,560,105	1,560,105	－	351,263	－
当期末残高	3,329,445	2,503,219	2,503,219	246,852	351,263	24,733,817

（単位：千円）

	株主資本			評価・換算差額等			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	8,980,571	33,961,241	36,673,695	90,120	1,944	92,064	36,765,760
当期変動額							
新株の発行	－	－	3,120,210	－	－	－	3,120,210
剰余金の配当	△490,320	△490,320	△490,320	－	－	－	△490,320
圧縮積立金の積立て	△383,851	－	－	－	－	－	－
圧縮積立金の取崩し	32,587	－	－	－	－	－	－
当期純利益	2,103,212	2,103,212	2,103,212	－	－	－	2,103,212
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	△63,456	△1,944	△65,401	△65,401
当期変動額合計	1,261,628	1,612,892	4,733,102	△63,456	△1,944	△65,401	4,667,701
当期末残高	10,242,200	35,574,134	41,406,798	26,663	－	26,663	41,433,461

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　メ ニ コ ン
　　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　眞　吾　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　谷　洋　隆　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メニコンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メニコン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成28年５月16日

株式会社　メ ニ コ ン
　　取 締 役 会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　渡　辺　眞　吾　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水　谷　洋　隆　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メニコンの平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第59期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）　連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月23日

株式会社メニコン監査委員会

監　査　委　員　　石　田　泰　之　㊞
監　査　委　員　　冨金原　　守　㊞
監　査　委　員　　浅　野　銕太郎　㊞
監　査　委　員　　岡　田　廣　司　㊞
監　査　委　員　　高　木　一　博　㊞

（注）　監査委員浅野銕太郎、岡田廣司及び高木一博は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

現行の定款の一部を次の変更案のとおり改めたいと存じます。

1.　提案の理由

①当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第２条の事業目的を追加するものであります。

②責任限定契約を締結できる役員の範囲が社外取締役から取締役（業務執行取締役等であるものを除く）に拡大されたため、定款規定を変更するものであります。なお、定款第30条の変更につきましては、各監査委員の同意を得ております。

2.　変更内容

変更内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所であります。）

現行定款	変更案
（目　　的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 視力補正用レンズ・眼内レンズ・検眼用器具等眼科用医療機器の受託開発、製造販売および輸出入 2. 前号に付帯する材料・付属品の受託開発、製造販売および輸出入 3. 医療機器の製造機械の製作販売および輸出入 4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入 5. 農業・畜産・資源再利用など環境分野等に有用な資材物、原料等の製造販売および輸出入 6. コンピューターソフト並びに情報処理通信システムの開発・販売および運営管理 7. 計量・計測器具の製造および販売 8. 不動産の売買および賃貸・管理業 9. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾および管理 10. 社会貢献を目的とした情報発信および文化振興を担う基地としてのホール・ギャラリーの運営 11. 前各号に付帯する一切の業務 （新設）	（目　　的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 視力補正用レンズ・眼内レンズ・検眼用器具等眼科用医療機器の受託開発、製造販売および輸出入 2. 前号に付帯する材料・付属品の受託開発、製造販売および輸出入 3. 医療機器の製造機械の製作販売および輸出入 4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用試薬、眼科用以外の医療機器の製造販売および輸出入 5. 農業・畜産・資源再利用など環境分野等に有用な資材物、原料等の製造販売および輸出入 6. コンピューターソフト並びに情報処理通信システムの開発・販売および運営管理 7. 計量・計測器具の製造および販売 8. 不動産の売買および賃貸・管理業 9. 知的財産権の取得、譲渡、使用許諾および管理 10. 社会貢献を目的とした情報発信および文化振興を担う基地としてのホール・ギャラリーの運営 11. 禁煙運動推進のための研修会、講習会など各種教育事業に関する企画、立案、制作、運営ならびにコンサルティング業務 12. 前各号に付帯する一切の業務

現行定款	変更案
第３条から第29条（条文省略） （社外取締役との責任限定契約） 第30条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	第３条から第29条（現行どおり） （取締役との責任限定契約） 第30条　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1 再任	田中　英成（たなか　ひでなり） （昭和34年10月30日）	昭和62年３月　当社入社 平成 6年４月　当社取締役 平成11年６月　当社取締役副社長 平成12年６月　当社代表取締役社長 平成22年６月　当社取締役兼代表執行役 現在に至る	1,050,800株
2 再任	石田　泰之（いしだ　やすゆき） （昭和27年６月10日）	昭和52年３月　当社入社 平成17年４月　当社執行役員　ケア用品事業部長 平成18年４月　当社執行役員　ケア用品営業本部長 平成19年４月　当社執行役員　コンタクトケア営業本部長 平成21年４月　当社監査部 部長 平成24年６月　当社取締役 現在に至る	8,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3 再任	冨金原（ふきんばら） 守（まもる） （昭和29年10月８日）	昭和52年３月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員　生産本部長 平成18年４月　当社執行役員　管理本部長 平成22年６月　当社執行役　経営管理室長 平成25年４月　当社執行役　海外法人統括本部長 平成27年４月　当社経営戦略室顧問 平成27年６月　当社取締役 現在に至る	19,000株
4 新任	米田（よねだ） 静也（しずや） （昭和28年8月11日）	昭和51年３月　当社入社 平成21年４月　当社執行役員　生産本部長 平成22年４月　当社執行役　生産物流本部長 平成23年４月　当社執行役　グローバル生産・物流戦略室長 平成27年４月　当社執行役　生産物流統轄本部長 平成28年４月　当社経営本部経営顧問 現在に至る	8,000株
5 再任	片山（かたやま） 主水（もんど） （昭和14年11月17日） 社外取締役在任年数 ６年 （本総会終結時）	昭和43年４月　弁護士登録 平成11年６月　当社監査役 平成22年６月　当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 名古屋中小企業投資育成株式会社　取締役 学校法人高岡学園　理事長	10,000株
6 再任	浅野（あさの） 鋭太郎（てつたろう） （昭和10年6月13日） 社外取締役在任年数 ６年 （本総会終結時）	昭和38年12月　公認会計士登録 平成18年６月　当社監査役 平成22年６月　当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 株式会社バロー　独立役員 株式会社セントレック　代表取締役社長	5,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7 再任	岡田廣司（おかだひろし） （昭和19年7月28日） 社外取締役在任年数 6年 （本総会終結時）	昭和43年４月　ブラザー工業株式会社入社 平成15年６月　名古屋市立大学大学院経済学研究科教授 平成17年３月　中国江漢大学客員教授 平成19年４月　椙山女学院大学現代マネジメント学部教授 平成21年７月　中国山東省維坊市「櫻山日本語学校」校長 平成22年６月　当社取締役 現在に至る ＜重要な兼職の状況＞ 東京福祉大学大学院教授	0株
8 再任	髙木一博（たかぎかずひろ） （昭和23年12月14日） 社外取締役在任年数 6年 （本総会終結時）	昭和47年11月　公認会計士伊藤寛事務所入所 昭和50年１月　税理士登録 昭和52年４月　公認会計士登録 昭和54年４月　不動産鑑定士登録 昭和54年12月　髙木公認会計士事務所開設 平成３年５月　センチュリー監査法人（現・新日本有限責任監査法人）代表社員 平成18年６月　新日本監査法人（現・新日本有限責任監査法人）代表社員退任 平成22年６月　当社取締役 現在に至る	0株
9 新任	雄山良美（おやまよしみ） （旧姓　堀西　良美（ほりにしよしみ）） （昭和43年1月31日）	平成12年４月　弁護士登録 平成12年４月　名古屋弁護士会入会 平成16年12月　旭川弁護士会入会 平成19年４月　名古屋市弁護士会（現・愛知県弁護士会）再入会 平成26年４月　名古屋市建築紛争調停委員会委員 平成26年10月　名古屋簡易裁判所民事調停官 現在に至る	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
10 新任	安田（やすだ） 豊（ゆたか） （昭和28年8月9日）	昭和52年11月　公認会計士伊藤寛事務所入所 昭和56年８月　公認会計士登録 平成 3年５月　太田昭和監査法人（現・新日本有限責任監査法人）社員 平成11年５月　太田昭和監査法人（現・新日本有限責任監査法人）代表社員 平成19年７月　新日本監査法人（現・新日本有限責任監査法人）名古屋事務所長 平成27年６月　新日本有限責任監査法人名古屋事務所長退任 現在に至る	0株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．取締役候補者田中英成氏、石田泰之氏、冨金原守氏は現に当社取締役である者です。また、社外取締役候補者片山主水氏、浅野鋌太郎氏、岡田廣司氏、髙木一博氏は現に当社社外取締役である者です。各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4.(1)取締役および執行役の氏名等」(14頁から16頁）に記載のとおりであります。

３．当社は指名委員会等設置会社であります。取締役、社外取締役の選出にあたっては役割に応じた能力、経験等を考慮し、企業の社会的価値の増大およびコーポレート・ガバナンスの向上の観点から選考するものとします。また、その選任につきましては、指名委員会が適格性を審議し、取締役会審議を経て株主総会にて選任します。なお、取締役会はその過半数を独立性・中立性のある社外取締役とします。

４．取締役候補者の選任理由、社外取締役候補者の選任理由および独立性について

①田中英成氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、代表執行役兼取締役として就任しております。当社グループ全体を俯瞰のうえグループの経営戦略を構築し、取締役としてその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。また日本コンタクトレンズ協会会長を務め眼科医療機器業界をリードすると共に、シンガポール共和国在名古屋名誉総領事として国際交流や親善にも貢献しております。

②石田泰之氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、監査部長としてまた平成24年から取締役として、監査委員長、指名委員に就任しております。営業、マーケティング、内部統制、リスク管理、監査等の経験を豊富に有しております。当社の取締役と執行役の職務執行を監督し、グループの内部統制システムの構築・運用を監督する能力を有し、取締役としてその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。

③冨金原守氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、執行役として管理本部長、経営管理室長、海外法人統括本部長を歴任し平成27年に当社の取締役として取締役会議長、監査委員、報酬委員に就任しております。人事・財務・情報システム、海外法人ガバナンス、生産物流等の経験を豊富に有し、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。取締役としてその役割・責務を果たすための資質を備えていると考

え、選任いたしました。

④米田静也氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、執行役として生産物流本部長に、平成28年４月からは経営本部経営顧問に就任しております。
国内・海外の生産物流業務の経験を豊富に有し、当社グループの経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しております。当社グループ全体を俯瞰のうえ、グループの生産物流事業戦略を構築する等、生産物流を適切に管理する能力を有し、取締役としてその役割・責務を果たすための資質を備えていると考え、選任いたしました。

⑤片山主水氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、社外取締役、指名委員会委員長、報酬委員として就任しております。
弁護士として培われた幅広い経験と法務全般への高い見識を有しており、当社に対して公正で客観的な経営の監督をいただくため、社外取締役として選任いたしました。同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

⑥浅野銕太郎氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、社外取締役として、指名委員、報酬委員、平成27年7月からは指名委員、報酬委員会委員長、平成28年２月からは指名委員、報酬委員会委員長、監査委員に就任しております。公認会計士として、幅広い見識とともに、企業財務・会計制度に関する専門的な知見を有しており、当社に対しての公正で客観的な経営の監督をいただくため、社外取締役として選任いたしました。同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

⑦岡田廣司氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、社外取締役、監査委員として就任しております。
過去グローバルな製造業の会社経営、大学教授としての職務に携わり、幅広い経験と高い見識を有しており、当社の経営の監督をいただくため、社外取締役として選任いたしました。
同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。

⑧髙木一博氏は、平成22年当社が委員会設置会社(現在、指名委員会等設置会社)移行後、社外取締役、監査委員として就任しております。
公認会計士として培われた幅広い経験と会計及び監査への高い見識を有しており、当社に対しての公正で客観的な経営監督をいただくため、社外取締役として選任いたしました。
同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。同氏は髙木公認会計事務所の所長を務めておりますが、同事務所と当社との取引関係はありません。

⑨雄山良美氏は弁護士として堀西経営法律事務所所長、名古屋市建築紛争調停委員会委員、名古屋簡易裁判所民事調停官を兼務し、培われた幅広い経験と法務全般への高い見識を有しており、当社の経営全般の監督をいただくため、社外取締役として選任をいたしました。同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。堀西経営法律事務所と当社グループとの間の取引関係はありません。なお、同氏は、弁護士業務を旧姓の堀西で行っております。

⑩安田豊氏は公認会計士として新日本有限責任監査法人に従事し、幅広い見識とともに、企業財務・会計制度に関する専門的な知見を有しており、当社の経営全般の監督をいただけると判断し、社外取締役として選任いたしました。同氏は、東証が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていることから、社外取締役としての独立性は十分に確保されているものと判断しております。なお、同氏は平成28年６月25日付で新日本有限責任監査法人を退職予定であります。また、新日本有限責任監査法人と当社グループとの間における平成26年度（平成27年度は平成27年7月1日～平成28年6月30日までの為）の取引額は、同法人業務収入の1%未満であります。

５．当社と片山主水、浅野鋭太郎、岡田廣司、髙木一博の各氏は、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、石田泰之、冨金原守の両氏の再任および米田静也、雄山良美、安田豊の各氏が選任された場合、当社は各氏との間で同様の契約を締結する予定であります。なお、石田泰之、冨金原守、米田静也の各氏につきましては、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件としております。

第３号議案　当社国内子会社取締役に対するストックオプション付与の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役（当社執行役及び従業員が兼務している場合を除く）に対し、次の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

1.　特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めると共に、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社国内子会社の取締役（当社執行役及び当社従業員が兼務している者を除く）に対してストックオプション（新株予約権）を次の要領により発行するものであります。

2.　新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社子会社の取締役（当社執行役及び当社従業員が兼務している者を除く）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式15,000株を上限とする。ただし、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。新株予約権１個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、

当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数
150個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭
本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）を１円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から30年を経過する日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(7) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、上記、権利を行使できる期間内であっても当社子会社取締役を退任した日の翌日から10日（10日目が休日にあたる場合には翌営業日）を経過するまでの間に限り新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。
② 新株予約権の相続はこれを認めない。
③ １個の新株予約権につき、一部行使はできないものとする。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権の取得の事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。なお、再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることが出来る再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(6)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権を行使

することができる期間の満了日までとする。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（8)に準じて決定する。

⑦　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

⑧　新株予約権の取得の事由及び条件

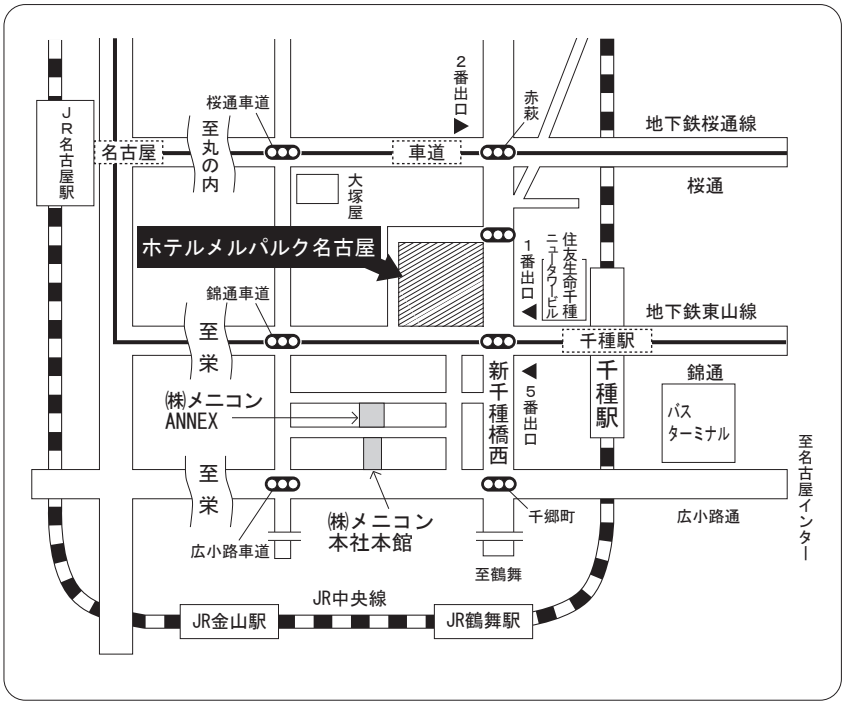
上記（10)に準じて決定する。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場：名古屋市東区葵三丁目16番16号
ホテルメルパルク名古屋 2F 瑞雲の間
TEL（052）937-3535（代）

交通：タクシー……名古屋駅より約15分

地 下 鉄……名古屋駅→東山線千種（ちくさ）駅下車
①番出口より徒歩約3分

J　　R……名古屋駅→中央線千種（ちくさ）駅下車
徒歩約6分

※当社は全社を挙げての禁煙活動に取り組んでおります。当日は定められた喫煙場所がございますが、是非共、この禁煙活動にご理解を賜り、禁煙にご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。